

## 特別障害者手当等の手当額改定

特別障害者手当等の手当額について、物価変動率(対前年比0.1%減)を踏まえ、29年4月から次のとおり改定します。現在手当を受給している人には、市から案内文書を送付します。

	29年3月まで(月額)	29年4月以降(月額)
特別障害者手当	26,830円	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
経過福祉手当	14,600円	14,580円

問い合わせ＝障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294)

## 指定管理者が管理・運営する施設

29年度に指定管理者が管理・運営する施設をお知らせします。この制度は、市の指定する団体が公共施設の管理・運営を代行するものです。施設の使用料などの徴収・収納事務がある場合は、その事務も委託しています。

問い合わせ＝施設の運営は各施設、制度は財政課(559-5086 FAX 563-1366)

対象施設	指定管理者
淡路風車の丘、心道会館	(株)清光社
聖苑	日本管財(株)
総合文化センター(郷の音ホール)	JTBコミュニケーションデザイン・グループ
旧九鬼家住宅資料館、三田ふるさと学習館、三輪明神窯史跡園	NPO法人歴史文化財ネットワークさんだ
野外活動センター	神姫バス(株)
有馬富士自然学習センター	NPO法人キッピーフレンズ
障害児療育センター	(社福)ひょうご障害福祉事業協会
図書館(本館・分館・分室)	TRC三田
総合福祉保健センター	(社福)三田市社会福祉協議会
駐輪場(三田駅周辺・新三田駅)、新三田駅前・藍本駅前駐輪場、青野ダム記念館	(公社)三田市シルバー人材センター
都市公園(駒ヶ谷運動・城山・三田谷・中央・下青野・テクノ・小野・学園東公園)	パークマネジメント三田(株)日比谷アメニス大阪支店
ガラス工芸館	さんだクラフトハウスプロジェクト

## 徴収・収納事務の委託

29年度に徴収・収納事務を委託する事務と受託者をお知らせします。

問い合わせ＝会計課(559-5151 FAX 563-6490)

委託事務名	受託者
三田市宮駐車場の使用料の徴収事務	(株)清光社
三田市聖苑の使用料の徴収事務	(株)清光社
三田市指定ごみ袋の販売代金の徴収事務	(公社)三田市シルバー人材センター
三田市自転車等駐輪場、新三田駅前駐輪場及び藍本駅前駐輪場の徴収事務	(公社)三田市シルバー人材センター
三田市休日応急診療センター使用料等徴収事務	(株)トータルメディカルコンサルタント
まちづくり協働センター有料施設の使用料等徴収業務	(株)三興
犬の鑑札及び狂犬病予防注射票交付手数料の徴収事務	三田市小動物開業獣医師会が指定する獣医師
市税等・上下水道料金の収納事務	(株)電算システム
水道料金及び下水道使用料等の徴収事務	第一環境(株)
ふるさと納税における寄附金の徴収事務	ヤフー(株)
三田市証明書自動交付事務(証明書コンビニ交付サービス)に伴う証明書交付手数料の収納事務	地方公共団体情報システム機構

## さんだ若者サポートステーション ～働くことに踏み出したい若者のためのサポート窓口～

「進路・職業選択について迷っている」「応募書類の作成や面接に自信がない」「応募しているが、採用が決まらない」など、働くことに悩む若者と保護者を対象に、就職に向けた継続的支援を行っています。就職決定後もキャリア形成について、いつでも相談できます。相談は無料です。

対象＝15歳～39歳までの人

	日時	場所
	月曜～金曜 9時30分～17時	商工会館
出張相談	毎週水曜 13時～17時	まちづくり協働センター
	毎月第1・3木曜 14時～17時	ウッドタウン市民センター
	毎月第2・4木曜 13時～17時	多世代交流館

問い合わせ＝〒669-1531 天神1-5-33 商工会館1階さんだ若者サポートステーション(565-9300 FAX 565-9302 eメール office@sanda-saposute.jp URL http://saposute.sblo.jp/)

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当(4月期分)

### 児童扶養手当(4月期分)

児童扶養手当(母子家庭等に支給)を、4月11日(火)に各受給者の指定口座に振り込みます(28年12月分～29年3月分)。支給月額は、すでに各受給者に通知した金額です。該当者で認定請求・現況届が未提出の人は手続きが必要です。なお、29年4月から政令改正のため下記のとおり支給額が変更になります。

	28年8月～29年3月	29年4月～
全部支給(月額)	42,330円	42,290円
一部支給(月額)	9,990円～42,320円	9,980円～42,280円

### 特別児童扶養手当(4月期分)

障害のある児童を養育している人に支給されている特別児童扶養手当を、4月11日(火)に各受給者の指定口座に振り込みます(28年12月分～29年3月分)。支給月額は、すでに各受給者に通知した金額です。該当者で認定請求・所得状況届が未提出の人は、手続きが必要です。

なお、29年4月から政令改正のため下記のとおり支給額が変更になります。

	28年4月～29年3月	29年4月～
1級(月額)	51,500円	51,450円
2級(月額)	34,300円	34,270円

問い合わせ＝こども支援課(559-5072 FAX 563-3611)

## インターネットによる公有財産売却

市は、ヤフー株式会社が提供する「インターネット公有財産売却システム」を利用し、一般競争入札による、車両の売却を実施します。一定の条件を満たす人は誰でも参加できます。

申込期間＝4月7日(金)13時～4月24日(月)14時

※インターネット Yahoo! JAPAN IDが必要。

入札期間＝5月11日(木)13時～5月18日(木)13時

開札日・予定価格＝5月18日(木)、100,000円

引き渡し＝直接または落札者が配送を手配

※参加方法については、市ホームページをご覧ください。

【下見会の実施】(物件を直接確認できます)

参加希望の場合は、4月12日(水)17時までに事前申し込みが必要。申し込みがない場合は中止。試運転はできません。

実施日時＝4月13日(木)・14日(金)各日10時～16時

場所＝三田市防災倉庫(狭間が丘3-34)

申し込み・問い合わせ＝障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294)

### 【売却車両情報】

車名	三菱ローザ	乗車定員	10人
自動車種別	普通	初年度登録年月	平成12年3月
用途	特種	登録の状態	一時抹消
総排気量	5.24L(軽油)	総走行距離	約232,000km

## 中小企業融資あっせん制度

市では、市内の中小企業者を対象に融資のあっせんを行っています。

制度名	中小企業振興長期資金融資 あっせん制度	小規模事業資金融資 あっせん制度
資金の用途	運転資金、設備資金	事業資金
融資限度額	2000万円	1250万円 (1事業所につき県信用保証協会の保証付融資残高が1250万円以内となる額)
返済期間	7年以内(6カ月以内据置き)	
融資利率	年1.15%(固定利率)	
対象 ※詳細は下記まで	資本金または従業員のいずれかが、規定の企業規模に該当していること ※規定の業種、従業員規模を満たすNPO法人も対象。	規定の企業規模に該当していること
要件	◆次の要件をすべて満たしていること ①市内で6カ月以上同一の事業を営んでいること ②融資を受けた金額の返済能力を有すること ③各種市税を滞納していないこと ④県信用保証協会の保証対象業種に該当していること ⑤営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていること	

融資実行額500万円までに要する信用保証料相当額を市が補助します。(繰上償還により信用保証料の返戻が発生する場合は、補助金の返還が必要です)

申し込み・問い合わせ＝産業政策課(559-5085 FAX 559-5024)または取扱金融機関